[第2編震災対策編]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[配備体制及び災害対策本部の組織編成]

	改 正 案	現 行
2-15	第 2 章 震 災 予 防 計 画	第 2 章 震災予防計画
2-60	第2節 震災に強い防災体制の整備	第2節 震災に強い防災体制の整備
2-63	第 1 災害活動体制の整備	第 1 災害活動体制の整備
2-63	1. 1 職員の初動体制の整備	1. 1 職員の初動体制の整備
	(略)	(略)
2-63	(1) 初動配備体制の整備	(1) 初動配備体制の整備
	阪神・淡路大震災では、交通網の途絶、通信のふくそう、職員自身の被災と	阪神・淡路大震災では、交通網の途絶、通信のふくそう、職員自身の被災と
	いう悪条件のなかで、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じた。	いう悪条件のなかで、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じた。
	そのため、本市は、突然の大地震に対して、特に夜間・休日等の勤務時間外	そのため、本市は、突然の大地震に対して、特に夜間・休日等の勤務時間外
	であっても速やかに対応できるように、震度4以上を観測した地震に対して	であっても速やかに対応できるように、震度3以上の地震に対しては自動的に
	<u>は、</u> 自動的に防災体制を立ち上げるものとする。	防災体制を立ち上げるものとする。
	また、震度3であっても、首都圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨	
	城県、栃木県、群馬県、及び山梨県)で震度5弱以上を観測した場合は、防災	
	体制を立ち上げるものとする。	

[配備体制及び災害対策本部の組織編成]

[第2編震災対策編] 川越市地域防災計画 新旧対照表 改正案 現 行 2-147 2-148 第3章 震災応急対策計画 第3章 震災応急対策計画 2-150 第1節 活動体制の確立 第1節 活動体制の確立 2-151 第1 配備体制と動員計画 第1 配備体制と動員計画 1.1 配備体制 1.1 配備体制 【各班(各課)共通】 【各班(各課)共通】 2-151 (略) (略) (1) 活動体制及び配備基準 (1) 活動体制及び配備基準 (略) (略) ■活動体制と配備基準〔震災対策〕 ■活動体制と配備基準〔震災対策〕

体制区分		配備基準	活 動 内 容		
<u>監 視</u> 体	制	・原則として本市で「震 度3」、かつ首都圏で「震 度5弱」以上を観測した とき ・原則として本市で「震 度4」を観測したとき	地震の発生に伴う被害の発生 の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として 活動する体制 を設置しない		
警戒体制	第 1 配備 第 2 配備	原則として本市で「震 度 5 弱」を観測したとき ・上記地震が発生し、災害が発生した場合 ・「東海地震注意情報」が発表されたとき	で通常の組織により活動する 軽微な地震被害が発生し、被害の発生に対して、主に被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制		
非常体制	第 1 配備 第 2 配備	・原則として本市で「震度 5 強」を観測したとき・「警戒宣言」の発令及び「東海地震予知情報」が発表されたとき 原則として本市でした。 原則として本市でした。 度 6 弱以上」を観測したとき	大規模な地震被害の発生に対して、急済の発生に対しる職員を配備して活動する体制を設置しま施力を実施する 激甚な地震被害が発生した場合、が機能の全を動員して救助その他の応急対策活動を実施する体制		

注)震度は、気象庁から発表されたものとする。

震度 6 弱以上の揺れが発生した場合、必要最低限の業務を除き、通常業務 を中断し、災害情報の収集や当面の応急対策などの災害業務を行うものとす る。

体制区分		配備基準	活動内容		
<u>監 視</u> 体 制		原則として本市で「震 度 3 」を観測 したとき	地震の発生に伴う被害の 発生の有無等について、主と して情報の収集及び報告を		
<u>準 備</u> 体 制		原則として本市で「 震 度 4 」を観測したとき	災害対策本部 を設置しない		
	第 1 配 備	原則として本市で「震 度5弱」を観測したとき	で通常の組織により活動する 軽微な地震被害が発生し、被害の発生に対して、主に被		
警 戒 体 制	第 2 配 備	・上記地震が発生し、災害が発生した場合 ・「東海地震注意情報」が 発表されたとき	害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制		
非常体制	第 1 配 備	・原則として本市で「震度5強」を観測したとき ・「警戒宣言」の発令及び 「東海地震予知情報」 が発表されたとき	大規模な地震被害の発生に対して、応急対策活動に即応できる職員を配備して活動する体制 急活動を実施		
	第 2 配 備	原則として本市で「震 度6弱以上」を観測した とき	まる 激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策活動を実施する体制		

注)震度は、市立川越高等学校(旭町)あるいは埼玉県川越地方庁舎(新宿町)に設置して いる計測震度計により表示されたもの。

[第2編震災対策編]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[配備体制及び災害対策本部の組織編成

改正案

(2) 配備体制の決定手続き

応急対策組織の配備体制の決定の手続きは、以下のとおりである。

■配備決定の手続き

活動体制	決 定 手 続 き
監視体制	防災危機管理課長が行う。
監視体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。
警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。
非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。

(略)

2-152

2-151

(続き)

1.2 動員計画

【各班(各課)共通、職員班、本部班、保健班】

(略)

(2) 動員の方法

(略)

② 休日・夜間等の職員の動員方法

(略)

7) 本市の震度が震度4以上の場合

地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。 (ただし、本市が震度3であっても、首都圏で震度5弱以上を観測した場合 は、防災体制を立ち上げるものとする。)

(1) 本市の震度が震度 6 弱以上の場合

全職員が自主参集するものとし、地域防災拠点及び避難場所に配置された 職員は地域防災拠点へ、その他の職員は所属の執務場所に自主参集する。

現 行

応急対策組織の配備体制の決定の手続きは、以下のとおりである。

■配備決定の手続き

(2) 配備体制の決定手続き

活動体制	決定手続き
監視体制	防災危機管理課長が行う。
準備体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。
警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。
非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。

(略)

1.2 動員計画

【各班(各課)共通、職員班、本部班、保健班】

(略)

(2) 動員の方法

(略)

② 休日・夜間等の職員の動員方法

(略)

7) 本市の震度が震度3の場合

防災危機管理課の職員は、市役所に自主参集する。

()本市の震度が震度4~5強以下の場合

地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。

ゥ) 本市の震度が震度6弱以上の場合

全職員が自主参集するものとし、地域防災拠点及び避難場所に配置された 職員は地域防災拠点へ、その他の職員は所属の執務場所に自主参集する。

[第2編震災対策編]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[配備体制及び災害対策本部の組織編成]

	改正案	現 行
2-155	第2 災害対策本部の設置・運営	第2 災害対策本部の設置・運営
	(略)	(略)
2-158	2.2 災害対策本部の組織	2.2 災害対策本部の組織
	【各班共通】	【各班共通】
	(略)	(略)
2-159	(2) 組織編成	(2) 組織編成
	災害対策本部の組織編成は、「川越市災害対策本部要綱」(別添・資料集参	災害対策本部の組織編成は、 <u>「■災害対策本部の組織編成」(p2-160,161</u> 参
	<u>照)</u> のとおりである。	照)のとおりである。
2-160	■災害対策本部の組織編成(その1)	■災害対策本部の組織編成(その1)
	表 (削除)	表(略)
2-161	■災害対策本部の組織編成(その2)	■災害対策本部の組織編成(その2)
	表 (削除)	表 (略)
	(略)	(略)
2-162	(3) 各部班の分掌事務	(3) 各部班の分掌事務
	各部班の分掌事務を、各部ごとに「発災初期」及び「救援期、復旧・復興期」	各部班の分掌事務を、各部ごとに「発災初期」及び「救援期、復旧・復興期」
	に分けて別添・資料集に示す。 (川越市災害対策本部要綱参照)	に分けて <u>次頁以下</u> に示す。
	(略)	(略)
2-163	■総括部(その1)【部長:総務部長】	■総括部(その1)【部長:総務部長】
~	\sim	\sim
2-170	■議会対応部【部長:議会事務局長】	■議会対応部【部長:議会事務局長】
	表(削除)	表(略)
0 171		(4) 消防組合の分掌事務
2-171	(4) 消防組合の分掌事務	川越地区消防組合の所掌する事務分担は、 <u>次</u> のとおりである。
	川越地区消防組合の所掌する事務分担は、 <u>別添・資料集</u> のとおりである。	■警防本部【部長:警防本部長(消防局長) 副本部長:次長】
	■ 警防本部【部長:警防本部長 (消防局長) 副本部長:次長】	\sim
	\sim	■消防団【川越市消防団】
2-172	■消防団【川越市消防団】	表(略)
2 1/2	表 (削除)	(略)
	(略)	

[第3編 風水害対策計画] 川越市地域防災計画 新旧対照表

[配備体制及び災害対策本部の組織編成

ページ	改正案	現一行	
3-35	第3章 風水害応急対策計画	第3章 風水害応急対策計画	
3-36	第1節 活動体制の確立	第1節 活動体制の確立	
3-39	第 1 配備体制と動員計画	第 1 配備体制と動員計画	
3-40	1.1 配備体制	1.1 配備体制	
		【各班 (各課) 共通】	【各班 (各課) 共通】
	(略)	(略)	

■活動体制と配備基準〔風水害対策〕

付	制	区分		配備基準	活動内容
<u>監 視</u> 体 制		通常の組をおいる。		認する必要がめる場合	「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。
警戒体制	第 1 配 備	本せ組て	能をも	な災害が発生した場合	「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行う。
	第2配備		あたる	災害が拡大し、警戒体制第1配備では対処 しきれないと思われる 場合	「動員計画」に定められた職員により配備を増強して応急措置等を行うとともに非常体制に備える。
非常体制	第1配備	災等で		るおそれかめる場合	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。
开市 (平 向)	第 2 配 備	策進	助を推		市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてをあげて救助その他の災害対策活動を実施する。

気象警報が発表された場合、防災危機管理課職員は待機体制をとる。また、関係 各部長は協議を行い必要に応じて待機体制をとり、対策を講じる。

■配備体制の決定手続き

活動体制	決 定 手 続 き
監視体制	防災危機管理課長が行う。
監視体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。
警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。
非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。

(略)

■活動体制と配備基準〔風水害対策〕

体	制	区分	配備基準	活動内容
<u>監 視</u> 体 朱	IJ	通常の組 織をもって	気象 <u>注意</u> 報発表時、 <u>現地を</u> <u>視察して情報を収集する必</u> <u>要がある場合</u>	「動員名簿」に定められた職 員が情報収集、連絡活動を行
準備 体制	IJ	活動にあたる体制	軽微な災害が発生するおそれがある場合	良が情報収集、建裕佔勤を1〕う。
警戒体制	第 1 配 備	本 部 ず 織 警 で 利 で 利 で 利 で 利 で 利 で 利 で 利 で 利 で 利 で 利 で 利 に が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も が も も も も も も も も も も も も も	災害が発生するおそれがある場合又は軽微な災害が発生した場合	「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行う。
	第2配備	動 に あ た る 体 制	災害が拡大し、警戒 体制第1配備では対処 しきれないと思われる 場合	「動員計画」に定められた職員により配備を増強して応急措置等を行うとともに非常体制に備える。
非常体制	第1配備	災害対策 本部災害対 し し 災害対	相当規模の災害が発 生し、あるいは発生す るおそれがある場合	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。
	第2配備	策活動を推進する体制	激甚な災害が発生した場合	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてをあげて救助その他の災害対策活動を実施する。

■配備体制の決定手続き

工	油中工结土
活 動 体 制	決 定 手 続 き
監視体制	防災危機管理課長が行う。
準備体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。
警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。
非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。

(略)